

令和元年度 札幌市簾舞中学校 部活動に係る活動方針

1 部活動の意義

部活動は、趣味を同じくする生徒が集まり、自主活動を行うことにより心身を鍛え、個性を伸ばし、教養を高め中学校生活をより楽しく有意義にするものであり、本校教育活動の一環として、生徒の体力と豊かな情操教育を目指すものである。(本校体育・文化振興会活動規定第1章第1条に同じ)

2 開設する部活動

本校の学校規模を鑑み、適切な部活動数は4程度とする。以下の部活動を開設する。

バドミントン部、女子バレーボール部、吹奏楽部、美術部

※令和元年度中体連選手権大会まで、常盤中学校との合同によるサッカー部を開設する。

3 運営のための体制整備

- (1) 部活動顧問は年間活動計画を作成し、校長に提出する。
- (2) 部活動顧問は毎月の活動計画を作成し、校長に提出する。
- (3) 部活動顧問は、毎月の活動実績を校長に報告する。

4 指導・運営に当たっての留意点

- (1) 部活動顧問は、管理職や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態及び活動における安全の確保等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- (2) 部活動顧問は、部活動には様々な競技力や技術力をもった生徒が集まり、多様な技能レベルや多様なニーズがあることを理解した上で、部活動に参加するどの生徒にも、持続可能となるように配慮した部活動運営を心掛ける。
- (3) 部活動顧問は、過度の練習が心身に負担を与えることを正しく理解するとともに、生徒の体力や運動能力、芸術文化等の能力の向上や、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、技能や記録等の向上及び大会等での好成績など、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、限られた時間の中で効果的な指導を行う工夫をすること。
- (4) 部活動顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底した指導に努める。
- (5) 部活動顧問は、熱中症事故防止の観点から、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給させ、休憩を取らせるとともに、生徒の健康観察を行うなど、適切な健康管理を行う。また、万一熱中症が疑われた場合には、保護者との連携を図りつつ、体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応をする。

5 部活動活動基準

- (1) 月に1回は、平日にすべての部活動の休養日を設定する。
- (2) 毎週土曜日または日曜日のいずれかを休養日とする。ただし、土曜日・日曜日を含む3連休がある場合、3日間のいずれか1日を休養日とし、2日間続けて活動することを認める。

- (3) 週に1日は、平日に休養日を設定する。
- (4) 平日の活動時間は、放課後2時間程度とする。
- (5) 土曜日、日曜日、祝祭日、長期休業期間中の活動時間は3時間程度とする。
- (6) 練習試合は、半日程度で終了するよう設定する。
- (7) 土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (8) 日曜日に大会参加等で活動する場合は、前日の土曜日に活動可とする。ただし、休養日を他の日に振り替える。
- (9) 大会等直前のやむを得ない場合（中体連・新人戦等の前2週間）は、必ずしもこれらの基準によるものではない。

※本校体育・文化振興会活動規定において、これらを明文化するとともに、詳細についても規定する。